

一般社団法人兵庫県病院協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人兵庫県病院協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は、神戸市中央区磯上通六丁目1番11号に置く。

(剰余金の分配の禁止)

第3条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、病院の運営管理に関する調査研究及び医療向上、並びに病院職員の資質向上に寄与するとともに、病院相互の連携と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 病院の運営管理の調査研究に関すること。
- (2) 医療の質の向上の調査研究に関すること。
- (3) 医療関係法規の研究に関すること。
- (4) 社会保障制度及び社会保険等の調査研究に関すること。
- (5) 病院職員の資質向上及び福利厚生に関すること。
- (6) 保健衛生思想の啓発普及に関すること。
- (7) 関係官公庁及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (8) 病院相互の連携強化に関すること。
- (9) その他、この法人の目的達成のために必要な事業。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の目的に賛同して入会した兵庫県内病院の代表者（当該病院の管理者又は医師である開設者若しくは当該病院の代表者として選任された医師をいう。以下「会員」という。）をもって構成する。

2 前項の会員を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長（第24条に定める会長をいう。以下同じ。）に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会の承認があったときは、会長が当該会員に通知する。

- 2 前項の承認決議は、承認について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上の多数によって行う。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会（第13条に定める総会をいう。以下同じ。）において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額は、総会において決定する。
- 3 会費の納入方法は、理事会において別に定める。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により、会員を除名したときは、当該会員に対し除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は開設する病院を廃止したとき。

(抛出金品の不返還等)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 この法人は、会員が前3条の規定によりその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 会費の額の決定及び変更
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として、毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は総会の日の1週間前までに会員に対して、総会の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長が務める。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
 - (3) 役員の一部免除
 - (4) 定款の変更
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第20条 総会に出席できない会員は、法令に定めるところにより、書面、電磁的方法又は代理人によってその議決権を行使することができる。

(決議の省略)

第21条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
2 議事録には、議長及び出席した会員の中から当該総会において選出された2名が記名押印する。

第5章 役員等

(役員)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上30名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とし、1名以上4名以内を副会長とする。
3 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
5 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 会長及び副会長がともに事故があるときは、予め定めた順位により理事がその職務を代行する。
 - 5 会長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。
 - 5 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

- 第 28 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 欠員を補う者として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
 - 4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有す。

(役員解任)

- 第 29 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

3 その他、前2項に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(名誉会長、顧問)

第31条 この法人に名誉会長及び顧問（以下「名誉会長等」という。）を置くことができる。

- 2 名誉会長は、長年会長職を務めこの法人に対し顕著な功績があった者を、総会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人に対し功績があった者又は学識経験者のうちから、総会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 4 名誉会長等は次の職務を行う。
 - (1) 名誉会長は、会長の相談に応じること。
 - (2) 顧問は、会長及び理事会から諮問された事項について意見を述べること。
- 5 名誉会長等の任期は、第28条に定める役員の任期を準用する。
- 6 名誉会長等は、会議の議決に加わる権利を有しない。
- 7 名誉会長等は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支給することができる。
- 8 名誉会長等に関し、必要な事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

第6章 理 事 会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、会長は理事会の日の1週間前までに理事及び監事に対して、理事会の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長が務める。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 5 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長、監事及び出席した理事の中から当該理事会において選出された 2 名が記名押印する。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第43条 この法人は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て公的病院部会、私的病院部会及び事務長部会並びに委員会を置くことができる。

2 委員会は、委託された業務を調査研究し、その結果を会長に報告する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。